

一般社団法人鹿児島県公認心理師・臨床心理士協会定款

第1章	総	則	(第1条 — 第2条)
第2章	目的及び事業		(第3条 — 第4条)
第3章	会	員	(第5条 — 第11条)
第4章	総	会	(第12条 — 第19条)
第5章	役	員	(第20条 — 第27条)
第6章	理	事	会 (第28条 — 第32条)
第7章	部	会	(第33条)
第8章	委	員	会 (第34条)
第9章	事	務	局 (第35条)
第10章	資産及び会計		(第36条 — 第39条)
第11章	定款の変更及び解散		(第40条 — 第42条)
第12章	公告の方法		(第43条)
第13章	雑	則	(第44条 — 第45条)
附		則	(第46条 — 第48条)

第1章 総 則

(名称)

第1条 本法人は、一般社団法人鹿児島県公認心理師・臨床心理士協会とする。この法人の英語による表記は「Kagoshima Association of Certified Public and Clinical Psychologists」と称し、略称を「KACP」とする。

(事務所)

第2条 本法人の主たる事務所を鹿児島県鹿児島市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本法人は、公認心理師法（平成27年法律第68号）第28条の規定により公認心理師の登録を受けた者（以下、「公認心理師」という。）及び公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会の認定する臨床心理士（以下、「臨床心理士」という。）が相互の連携を密にし、資質と技能の向上を図るとともに、鹿児島県民の心の健康と福祉の保持向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 会員相互の情報交換のための事業
- (2) 相互研鑽のための研修会、研究会等の開催
- (3) 鹿児島県民の心の健康と福祉の保持向上に寄与するための普及活動
- (4) 前条の目的を推進する関連機関・団体との連携及び諸活動への協力
- (5) その他、前条の目的を達成するために必要と認める事業

第 3 章 会 員

(会員)

第 5 条 本法人の会員は、公認心理師又は臨床心理士の資格を有し、原則として鹿児島県に在住する者とする。

2 前項の会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「法人法」という。)上の社員とする。

(入会)

第 6 条 第 3 条の目的に賛同し、入会を希望する者は、別に定める規程に基づき申し込みをし、理事会の承認を受けなければならない。

(会費)

第 7 条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(退会)

第 8 条 会員は、別に定める規程に基づき、退会届を正会長に提出して任意に退会することができる。

(会員の資格喪失)

第 9 条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その会員資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 死亡、もしくは失踪宣告を受けたとき
- (3) 公認心理師の登録を受けていない者が臨床心理士資格を喪失したとき
- (4) 臨床心理士資格の認定を受けていない者が公認心理師法第 3 2 条第 1 項又は第 2 項の規定により公認心理師の登録を取り消されたとき
- (5) 臨床心理士資格の認定を受けていない者が公認心理師法第 3 3 条の規定により公認心理師の登録を削除されたとき
- (6) 除名されたとき
- (7) 2 年以上会費を滞納したとき

2 会員が次の各号のいずれかに該当し除名すべき正当な理由がある場合には、法人法第 4 9 条第 2 項に定める社員総会の決議により、その社員を除名することができる。この場合、当該会員に対し、当該総会の日から一週間前までにその旨を通知し、かつ総会において弁明する機会を与えなければならない。

- (1) 本法人の定款、細則、倫理規程又は倫理綱領に違反したとき
- (2) 本法人の名誉を傷つけ、又は第 3 条の目的に反する行為をしたとき

(権利)

第 1 0 条 会員は、本法人の主催する諸事業、本法人の共催する活動に参加することができる。

2 会員は、本法人が発行する会報等の出版物の配布を受けることができる。

(義務)

第 1 1 条 会員は、理事会の決議で定める「倫理規程」及び「倫理綱領」を遵守しなければならない。

第 4 章 総 会

(構成)

第 1 2 条 総会は、すべての会員をもって構成する。

(権限)

第 1 3 条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会費の額
- (2) 会員の除名
- (3) 理事及び監査の選任及び解任
- (4) 貸貸対照表及び正味財産増減計算書並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 本法人の解散及び残余財産の処分
- (7) 理事会において総会に付議した事項
- (8) その他、総会で決議するものとして法令又は本定款で定められた事項

(通常総会及び臨時総会)

第 1 4 条 本法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

- 2 総会をもって法人法上の社員総会とし、通常総会をもって定時社員総会とする。
- 3 通常総会は、毎事業年度の終了後 3 か月以内に開催する。
- 4 臨時総会は、理事会の決議を経て、正会長が招集する。但し、総会員の議決権の 1 0 分の 1 以上から会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求があったときは、正会長は当該請求のあった日から 6 週間以内の日を開催日として臨時総会を招集しなければならない。
- 5 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を開催の 2 週間前までに会員に通知しなければならない。

(議長)

第 1 5 条 総会の議長は、総会において出席会員の中から選出する。

- 2 可否同数の場合は、議長の決するところによる。
- 3 前項の場合において、議長は、会員として決議に加わる権利を有しない。

(議決権)

第 1 6 条 総会における議決権は、会員 1 名につき 1 つとする。

- 2 会員は、やむを得ず総会を欠席する場合において、委任状をもってその議決権を代理行使することができる。

(定足数)

第 1 7 条 総会は、総会員の議決権の過半数を有する会員の出席をもって成立する。

(決議)

第18条 総会の決議は、法人法第49条第2項に規定する事項及びこの定款に別段の定めがある場合を除き、出席した会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定に関わらず、次の決議は総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 本法人の解散
- (5) その他法令で定められた事項

(議事録)

第19条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長は、前項の議事録に記名押印（電子署名を含む）する。

第5章 役員

(役員の設置)

第20条 本法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事4名以上15名以内
- (2) 監事2名以内

2 本法人に正会長1名、副会長2名、事務局長1名を置く。

3 前項の正会長及び副会長をもって法人法上の代表理事とし、事務局長をもって業務執行理事（法人法第91条第1項第2号に規定する理事。以下同じ。）とする。

4 前項の他、必要に応じて業務執行理事を置くことができる。

(役員の選任)

第21条 役員は、総会の決議によって会員の中から選任する。但し、監事は、会員又は有識者の中からも選任することができる。

2 正会長、副会長、事務局長及びその他の業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 理事と監事は、相互に兼ねることはできない。

(理事の職務及び権限)

第22条 理事は、理事会を構成し、法令及び本定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 正会長は、本法人を代表し、会務を統括する。

3 副会長は、正会長を補佐し、必要に応じてその職務を代行する。

4 事務局長は、事務局を統括する。

(監事の職務)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

尚、監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結のときまでとする。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の集結のときまでとする。

3 任期満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。尚、増員された理事の任期は、他の理事の残任期間と同一とする。

4 理事又は監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第25条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第26条 役員報酬、賞与、その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、総会の決議によって定める。

2 前項にかかわらず、役員には、会務執行に必要な経費を弁償することができる。

(役員責任及び免除)

第27条 理事又は監事は、その任務を怠ったときは、本法人に対しこれによって生じた損害を賠償する責任を負う。

2 前項の規定にかかわらず、当該理事又は監事が善意で過失がない場合には、法人法第114条第1項の規定により、任務を怠ったことによる理事又は監事（理事又は監事であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において、理事会の決議によって免除することができる。

第6章 理事会

(構成)

第28条 本法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第29条 理事会は次の職務を行う。

- (1) 本法人の業務執行の決定
- (2) 役員職務執行の監督
- (3) 正会長、副会長、事務局長及びその他の業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第30条 理事会は、正会長が招集するものとする。

2 議長は、正会長及び副会長の中から理事会において選ばれた者がこれにあたる。

(決議)

第31条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事会が決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき理事会の全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の決議があったものとみなす。但し、監事はその提案に異議を述べたときはこの限りでない。

(議事録)

第32条 理事会の議事については、議事録を作成しなければならない。

- 2 理事会に出席した正会長、副会長及び監事は、前項の議事録に記名押印(電子署名を含む)する。

第7章 部 会

(部会)

第33条 第3条の目的を達成すること及び会員同士による自己研鑽・相互交流の場となることを目指すために、理事会の決議に基づき必要な部会を置くことができる。尚、部会の役割を終えたときには、理事会の決議により部会を廃止することができる。

- 2 部会は、それぞれの領域における活動上の課題を検討し、本法人の各種事業を企画・運営し、その結果を理事会に報告する。
- 3 部会の任務、構成及び運営に必要な事項は、理事会の決議を経て、別に規程を定める。

第8章 委 員 会

(委員会)

第34条 第3条の目的を達成すること及び第4条の事業を円滑に実施するために、理事会の決議に基づき必要な委員会を置くことができる。尚、委員会の役割を終えたときには、理事会の決議により委員会を廃止することができる。

- 2 委員会は、理事会に従って本法人の会務を遂行し、その結果を理事会に報告する。
- 3 委員会の任務、構成及び運営に必要な事項は、理事会の決議を経て、別に規程を定める。

第9章 事 務 局

(事務局)

第35条 本法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議を経て、別に規程を定める。

第10章 資 産 及 び 会 計

(事業年度)

第36条 本法人の事業年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(剰余金の処分制限)

第37条 本法人は、剰余金の分配をすることはできない。

(事業計画及び収支予算)

第38条 本法人の事業計画及び収支予算については、毎年事業年度開始日の前日までに正会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

(事業報告及び決算)

第39条 本法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、正会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て通常総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第5号までの書類については、その承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

2 貸借対照表は、通常総会の終結後遅延なく、公告しなければならない。

第11章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第40条 本定款は、総会における、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議によって変更することができる。

(解散)

第41条 本法人は、総会における、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の議決すること、その他法令に定める事由によって解散する。

(残余財産の帰属)

第42条 本法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第12章 公告の方法

(公告の方法)

第43条 本法人の公告は、電子公告により行う。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告を行うことができない場合は、官報に掲載する。

第13章 雑 則

(規程及び細則)

第44条 本法人の運営及び本定款の施行に必要な事項は、理事会の決議を経て、別に規程を定める。尚、規程のもとには、細則を設けることができる。

(定款に定めのない事項)

第45条 この定款に定めのない事項については、すべて法人法その他法令に従う。

附 則

(最初の事業年度)

第46条 本法人の最初の事業年度は本法人成立の日から2024年3月31日までとする。

(設立時社員の氏名及び住所)

第47条 設立時社員の氏名及び住所は次の通りである。(*住所は省略)

設立時社員	竹ノ内 瞳
設立時社員	松田 教弘
設立時社員	椎葉 匠子
設立時社員	金子 信一

(設立時理事及び監事の氏名)

第48条 当会設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次の通りである。

設立時理事	小倉 啓生、金子 信一、児玉 さら、笹川 裕美、佐々木 浩介、 椎葉 匠子、白井 祐浩、関山 徹、竹ノ内 瞳、立部 なな恵、 中村 誠文、松田 教弘、松元 理恵子、山喜 高秀、山下 由佳
-------	---

設立時代表理事 (設立時正会長)	竹ノ内 瞳
------------------	-------

設立時代表理事 (設立時副会長)	松田 教弘、椎葉 匠子
------------------	-------------

設立時事務局長	金子 信一
---------	-------

設立時監事	平田 祐太郎、福山 登子
-------	--------------